

○ 労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許等の手数料）</p> <p>第一条 次の各号に掲げる者が労働安全衛生法（以下「法」という。） 第一百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 法第一百十二条第一項第十三号に掲げる者 同号の登録の申請一件につき<u>二万円</u></p>	<p>（免許等の手数料）</p> <p>第一条 次の各号に掲げる者が労働安全衛生法（以下「法」という。） 第一百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 法第一百十二条第一項第十三号に掲げる者 同号の登録の申請一件につき<u>三万円</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（手数料）</p> <p>第三条 法第四十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第四十九条第一項第四号に掲げる者 同号の登録の申請一件につき<u>二万円</u></p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（手数料）</p> <p>第三条 法第四十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第四十九条第一項第四号に掲げる者 同号の登録の申請一件につき<u>二万五千八百円</u></p> <p>五・六 （略）</p>